

SBI グループ 責任ある投融資に向けた取組方針

SBI ホールディングス株式会社

1. 目的・基本的な考え方

国際規範、人権、コンプライアンス等に関する社会的要請やリスク管理の重要性を踏まえ、グループとしての最低限の共通基準および確認体制を整理する観点から、本方針を制定する。

本方針は、各グループ会社の事業特性・自主性を尊重しつつ、グループ全体のレピュテーション・コンプライアンスリスク管理の強化を図ることを目的とする。

2. 適用対象

本方針は、当社および主要グループ会社が行う投融資案件を対象とする。

各グループ会社は、自社の業法・事業特性・既存方針等を踏まえ、必要に応じてより厳格な基準を定めることができる。

3. 除外事項

SBI グループは、以下の分野・行為に関与する案件については、原則として投融資を行わない。

- ・ 非人道的兵器（クラスター弾、対人地雷、核兵器、化学兵器等）
- ・ 児童労働・強制労働等の重大な人権侵害
- ・ 贈収賄・腐敗行為等の重大なコンプライアンス違反
- ・ ラムサール条約指定湿地、ユネスコ世界遺産等の保護区域に対する重大な毀損
- ・ ワシントン条約（CITES）に抵触するおそれのある取引等

4. 運用体制

SBI グループにおける本方針の運用にあたっては、当社グループリスク管理統括部が、必要に応じてサステナビリティ推進室と協議の上、グループ各社から共有される対象案件について確認・管理を行う。

5. ガバナンス

本方針の制定・改定にあたっては、サステナビリティ委員会へ報告・協議の上、取締役会へ報告または付議する。

本方針の運用状況については、必要に応じてサステナビリティ委員会へ報告する。

以上

2026 年 7 月 30 日 制定